

生保内中学校

いじめ防止等のための基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

～「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止等のための基本方針 第2条（定義）～

(2) 基本的な考え方

①教職員の心構え

全教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、全教職員が協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていく。

②教職員の役割

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを意識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするため、学校教育全般を通し、いじめは許されない行為であることを全生徒及び保護者に十分理解させ、万が一、人権を侵害する不当な行為等が発生した場合には毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む。

2 学校教育目標とのかかわり

学校教育目標

思いやりの心を持ち、自ら判断し、進んで学び、たくましく生きる生徒の育成

自他を思いやる心をもった生徒、正しい判断力を身に付け、それに基づき主体的に行動できる生徒は、他人をいじめたり、いじめを見て見ぬ振りすることなく、それを止めたり、だれかに相談したりできる。仲間のよさに気づき、仲間の個性を認め、励ますことのできる生徒は、他人の足を引っ張るのではなく、ともに高め合おうとする。それぞれの夢や目標に向かってたくましく生きる生徒は、友達とのトラブルをいじめで解決するのではなく、正しい形で乗り越える。

本校の学校目標の実現を目指すことはそのまま、いじめの撲滅にも結びつくと思われる。

さらに『目指す学校の姿』の実現は、生徒の落ち着いた心を育むであろうし、『目指す教師の姿』は、生徒や保護者から信頼され、暖かく支援する姿である。

学校目標の目指すところをしっかりとつかみ、その実現を目指すべく日常の指導を大切にしていくことが、そのままいじめ防止の基本姿勢につながるものとする。

3 いじめ防止等のための取組に係る目標

重点目標

生保内中学校でのいじめを防止する

生徒の達成目標

- 自分に自信を持ち、他者を認める心をもつこと (未然防止)
- 困ったことやつらいことがあったらすぐに相談する勇気をもつこと (早期発信)
- 集団でいじめに立ち向かい、いじめを許さない集団をつくること (適切な対処)

教師の達成目標

- 自分を大切にし、他者をも大切にできる生徒の育成 (未然防止)
- サインを敏感に受け止め、逃さない生徒理解 (早期発見)
- 生徒の心身の安全確保を最優先する組織的な対応 (適切な対処)

4 いじめ防止と早期発見の具体的な取り組み

(1) 教師と生徒間の信頼関係の構築

- 1 生活記録ノート（毎日の記録）や家庭学習ノートの点検を通し、生徒に励ましの声かけをするとともに、日々の生徒の心の変化を把握する。
- 2 日々の授業だけでなく、給食指導、清掃指導、部活動指導等を通し、生徒と触れ合う時間を確保する。
- 3 日々の授業改善を通し、生徒に授業（教室）での存在感を味わわせる。
- 4 時期や進度を考え、放課後学習を実施し、学習面でのより細かな支援を行う。

(2) 生徒同士の人間関係の構築

- 1 学校行事に学年や学級で協力して取り組む必要のある内容を盛り込み、生徒同士が協力し合うような状況を意図的につくる。
- 2 学校行事、委員会活動、部活動など、異学年で協力して取り組む場を設定し、異学年間の交流を図る。
- 3 生徒主体の活動（全校集会、学年集会等）を定期的の実施し、多くの生徒が活躍できる場と、互いに認め合う場を設定する。

(3) 家庭（地域）との連携の推進

- 1 学校報などの各種通信やPTA等を通し、家庭に学校の情報を提供する。
- 2 職場体験学習を実施し、社会の一員としての立場や責任感を身に付けさせる。
- 3 地域の行事に参加することを奨励し、地域との絆づくりを図る。
- 4 部活動のコーチに地域の人材を活用し、学校と地域とのつながりをつくる。
- 5 放課後学習支援事業を活用し、生徒の学ぶ機会をつくる。

(4) 各種アンケートや個人面談による生徒の実態把握

- 1 生活アンケート（年4回）、Q-Uテスト（年2回）、を実施し、生徒の実態を把握する。
- 2 アンケートで気になる回答をした生徒には、その都度、個人面談を実施する。
- 3 夏休み（三者面談）と11月（1・2年生は生徒との二者面談、3年生は三者面談）に面談を実施する。

(5) 教師間の情報の共有化

- 1 各種アンケート結果をネットワーク上で閲覧できるようにし、全教育活動で全教職員が活用できるようにする。
- 2 職員会議や生徒を語る会等を通して情報を共有し、全職員で共通した声かけ、支援、指導を行う。
- 3 週1回運営委員会で生徒指導部会を開催して情報を共有するとともに、気になる生徒に対しての指導の方向性や意思統一を図る。
- 4 生徒指導研修会を実施し、資質の向上といじめ問題に関する体制づくりを行う。
- 5 小中連携を推進し、各種指導に関する情報の共有化を図る。

5 いじめへの具体的な対応

生徒又は保護者
からの訴え

いじめ対策委員会を招集

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，
各学年生徒指導担当，特別支援担当，
生徒指導専任，その他関係職員

情報収集と事実確認

正確に事実確認をする

- ①当事者双方から別々に聴き取りを行い，それぞれから聞き取った内容を照合する。
- ②周りの生徒から個々に聴き取りを行い，当事者双方から聞き取った内容と照合する。
- ③全教職員で情報を共有し，様々な角度からの情報収集を行う。

聞き取りのポイント

- 誰が誰に対して行っているのか？
- いつ，どこで起こったのか？
- 状況を見ていた人はいないか？
- ケガや物の破損等，どのような内容なのか？
- いつ頃から始まったのか？
- どの位の頻度で起こっているのか？
- 考えられる原因は何か？

他の生徒への対応

全体の問題として対応する

- ①いじめは犯罪行為であると明確に伝える。
- ②傍観することはいじめを肯定する行為であると明確に伝える。
- ③いじめは当該生徒だけの問題ではなく，全体（学級・学年・学校）の問題であることを伝え，解決に向けての取組を全員で考え，一人一人の意識を高める。

初期対応

正確な事実に基づき迅速に対応する

- ①全職員で正確な情報を共有し，共通理解を図る。
- ②いじめを受けた生徒や，情報提供した生徒の安全を確保する。
- ③いじめた生徒やいじめられた生徒，保護者への対応を担当する職員をそれぞれ決めるなど，組織的に対応する体制を整える。
- ④市教育委員会への報告を迅速に行い，必要に応じて専門機関や医療機関等との連携を図る。

当該生徒や保護者への対応

保護者と共に解決に向けて行動する

- ①双方の保護者に直接事実関係を伝え，解決に向けた取組や，二度と同じ事案が発生しないよう，今後の支援や指導の仕方を協議する。
- ②いじめられた生徒の気持ちを受け入れ，精神的な安定を図るために必要な場所と時間を確保するとともに，自信をもたせる声かけや，自尊感情を高めるための手立てを講じる。
- ③いじめた生徒に対して，いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるとともに，背景にある心理的なストレスを取り除く方法や，今後の行動の仕方や目標を一緒に考え，適切な助言を行う。

いじめのサイン発見チェックシート

登校前

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

下校後

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

夜

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたりやぶれていたりする。

いじめをしている側のサイン

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

政府広報オンライン 「いじめのサイン発見チェックシート」より

7 家庭・地域との連携

(1) 広報・啓発活動

- ・ いじめ防止等に対する家庭の役割や情報モラルに関する保護者への啓発
- ・ 学校いじめ防止基本方針の公開、学校と保護者との連携体制に関する共通理解

(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の家庭、地域への周知

- ・ 定期的な教育相談、アンケートなど年間計画への位置づけ
- ・ 学校評議員会、民生委員と語る会等を通じた、いじめ防止等の取組を考え合う機会の設定
- ・ SNSに関わるトラブル・いじめ防止のための情報モラル教育の推進

(3) 生徒を見守る体制の整備

- ・ いじめ防止等の学校の取組及び家庭や地域における生徒の様子に関する保護者、地域からの意見の収集
- ・ コミュニティスクール事業の推進による地域人材の学校教育活動への参画、公民館活動への生徒の参加など、多くの大人の目で児童生徒の状況を見守る体制づくりの促進
- ・ SNSルールの点検と見直しを基に家庭内でのルールづくりの推進

8 重大事態等への対応

(1) 重大事態とは

- 生徒が自殺を図った場合
- 精神疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害があった場合 など

(2) 重大事態の報告

重大事態であると思われる事案が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて仙北市長に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理については十分注意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、仙北市教育委員会を通じて仙北市長に報告する。

また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し調査結果の報告を行う。事案によっては、学年または学校の全ての保護者に説明する必要の有無を判断し、必要があれば、当者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者の開催を実施する。

9 いじめ防止等にかかわる年間の取り組み

月	学校行事	未然防止のための生徒の取り組み	早期発見のための教師の取り組み
4月	入学式 学級開き	生徒会入会式において全校で仲間意識を高める。	4月末に困りごとアンケート実施する。
5月	生保内公園クリーンアップ 校内陸上記録会 郡市陸上大会	地域の人と公園清掃を行い、地域の一人としての意識を高める。	GW後の変容を観察し、必要な場合に応じて面談をする。
6月	定期テスト 郡市総体 早朝親子奉仕作業	親子での奉仕作業を通じて、PTAの連帯を確認する。	学習で不安な生徒への個別相談、支援を行う。
7月	全県総体 キャリア体験学習 民生委員と語る会	職場体験を通じて、職業観・勤労観を高め自己を見つける。	民生委員から地域の情報、三者面談で家族からの情報を得る。
8月	空き缶回収 田沢湖駅伝大会	空き缶回収で、学友区の絆を深める。	夏季休業中の学習会で過ごし方を確認する。
9月	定期テスト 新人総体 合唱コンクール	合唱コンクールを通じて学級の輪を大切にする意識を高める。	困りごとアンケートを行い、個別相談をする。
10月	駒草祭 なべっこ 親子運動会	親子運動会で家族単位での地域との深い関わりを学ぶ。	駒草祭を通じて、生徒の良さを認めながら、悩みを解決していく。
11月	芸術鑑賞 定期テスト	芸術にふれ、先人の生き方を学ぶ。	二者面談・三者面談を行い、情報を共有する。
12月	球技大会 PTA講演会	PTA講演会では情報モラルなどを再確認する。	スマホ・携帯電話等の困りごとを調査する。
1月	郡市スキー大会 スキーボランティア	ボランティアを通じて地域の良さを体感する	学習面で不安な生徒への支援を行う。
2月	定期テスト 3年生を送る会	次のステップに向けて自己を振り返る。	キャリアノートへ振り返りを記入させる。
3月	卒業式 修了式	節目を迎え、心から周囲への感謝の気持ちを持つ。	来年度への不安を取り除く面談を行う。